

令和 8 年度奈良地方最低賃金審議会

第 1 回 奈良県最低賃金専門部会 議事録

開催日時：令和 8 年 7 月 23 日（木曜日）

午後 1 時 30 分～

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町 163-1 愛正寺ビル 2F

1. 出席者

公益代表委員 下山 朗、坪田園子

労働者代表委員 河本章吾、北尾 亮、本村秀史

使用者代表委員 上村賢司、西田雅彦

事務局 米村労働基準部長、中村賃金室長、生地賃金室長補佐
竿谷賃金調査員

2 審議事項

- (1) 奈良県最低賃金専門部会 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 専門部会の進め方について
- (3) 専門部会の審議日程について
- (4) 関連資料について
- (5) 令和 8 年度 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (6) その他

3 主要経過・審議結果

【生地室長補佐】

それでは、少し早いですが、ただ今から第1回奈良県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日の審議会は、「公開」として開始いたします。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、熊谷委員と当麻委員が所用によりご欠席されておりますが、最低賃金審議会令の規定による定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

【中村室長】

皆様、お暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。

皆様には、今年度の奈良県最低賃金専門部会の委員といたしまして、令和8年7月17日付けで、奈良労働局長から任命させていただきました。

お手元に辞令を置かせていただいておりますので、ご確認ください。

本日は、第1回目の専門部会となりますので、このあと部会長及び部会長代理を選出するまでの間、議事の進行につきましては、慣行として、事務局で担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、労働基準部長の米村からご挨拶を申し上げます。

【米村労働基準部長】

労働基準部長の米村でございます。

委員の皆様には、ご多用のところ、奈良県最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただき、また本日はご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の第1回専門部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る7月2日に開催いたしました本審におきまして、奈良労働局長から、奈良地方最低賃金審議会の下山会長あて「奈良県最低賃金の改正決定」について諮問をさせていただいたところでございます。

また、一昨日7月21日には、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」が閣議決定されたところでございます。この中で、最低賃金については、「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する」とされており、毎年の最低賃金の引上げ額については、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう議論いただくこととされております。また、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」との方針も示されたところでございます。

皆様には、後日「中央最低賃金審議会」から示されます「最低賃金改定の目安」を参考にしつつ、県内の実情はもちろんのこと、中東情勢の不安定化等による資源・エネルギー価格の高騰、円安等による物価上昇等による県内経済や県内中小企業・小規模事業場への影響等のほか、去る6月23日に通知されました「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」や今般閣議決定された政府方針等も踏まえた上で、法定3要素のデータに基

づく真摯なご審議を行っていただきたいと考えております。

各委員の皆様には、大変暑い中、そして、大変ご多忙のところお時間を頂戴することとなり誠に恐縮ではございますが、円滑なご審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【中村室長】

それでは続きまして、奈良県最低賃金専門部会委員をご紹介します。

お手元の資料No.1「奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会委員名簿」をご覧ください。

名簿を読み上げさせていただき、ご紹介とさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

公益代表

熊谷 礼子 委員、本日は欠席されていらっしゃいます。

下山 朗 委員

坪田 園子 委員

労働者代表

河本 章吾 委員

北尾 亮 委員

本村 秀史 委員

使用者代表

上村 賢司 委員

当麻 和重 委員、本日は欠席されていらっしゃいます。

西田 雅彦 委員

委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）「奈良県最低賃金専門部会 部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する法第24条の定めるところにより、「公益を代表する委員の中から委員が選出する。」ことになっております。

ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（意見がないことを確認）

特にご意見が無いようでしたら、事務局からの提案といたしまして、例年、本審の会長が部会長に、そして、会長代理が部会長代理に、それぞれご就任いただいておりますので、今年度も本審の会長である下山委員に部会長を、会長代理の坪田委員に部会長代理をお願いしてはと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、下山委員、坪田委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

【下山委員】

はい。お引き受けいたします。

【坪田委員】

お引き受けいたします。

【中村室長】

それでは、部会長は下山委員に、部会長代理は坪田委員をお願いすることといたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、下山部会長をお願いいたします。

【下山部会長】

はい。改めまして、本年度も部会長を務めさせていただきます、下山でございます。

どうぞ、よろしくお願いします。

まずもって、昨年度は労使双方の皆様に熱心にご議論いただきました。また、それぞれのお立場やお考えがある中で、最終的には合意という形を得ることができました。また、奈良県のモデルを中心にそれ以降も決まってきたというところを考えますと、皆様方には、かなり真摯に、かつ紳士的にご議論いただきましたことを本当にありがたく思っております。ありがとうございました。

本年度につきましても、皆様のご協力をいただきながら、専門部会の審議を円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

まず始めに、運営規程第7条第1項の規定に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

署名人は、私のほかに、労働者側は河本委員、使用者側は上村委員をお願いいたします。

続きまして、議題（2）「専門部会の進め方について」の審議に入りたいと思います。

専門部会では、奈良県最低賃金額の審議を行います。

金額審議の進め方についてですが、例年どおり、公益委員を中心に、「公益委員と労働者側委員」「公益委員と使用者側委員」というように個別協議を交互に繰り返す個別審議で行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(意見がないことを確認)

はい。

ご意見が無いようですので、例年どおり「個別審議」にて進めさせていただきます。

その上で、この「個別審議」で行う金額審議については、各委員間の率直な意見交換が行わ

れることが重要となります。

奈良県最低賃金専門部会運営規程の第6条第1項では、専門部会は原則「公開」となっておりますが、運営規程第6条第1項但し書きには、公開することにより委員の率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は「非公開」にすることができるとされております。

開始からここまでの議事進行は、「公開」で行っていますが、委員の率直な意見交換、意思決定の中立性を確保するために、この運営規程第6条第1項但し書きを適用し、今後開催することとなる「個別審議」については、全て「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見がないことを確認)

はい、ありがとうございます。

それでは、「個別審議」については「非公開」といたします。

また、運営規程第7条第2項により、「個別審議」の議事録についても「非公開」でございますので、よろしくお願いします。

続きまして、議題(3)「専門部会の審議日程について」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、令和8年度の奈良県最低賃金専門部会の審議日程をご説明します。

机上配付しております「令和8年度 奈良地方最低賃金審議会 専門部会日程(案)【7～8月地域別最低賃金関係】」をご覧ください。

通常、本審議会では最短で10月1日発効が可能となる日程でご審議いただいていたところですが、今年度につきましては、中央最低賃金審議会の目安答申が昨年度と同様の時期に遅れる可能性も考えられるところがございます。

このため本審議会としましては、委員の皆様のご予定をお伺いした上で、目安答申が昨年度と同様遅れた場合にも対応が可能で、かつ、専門部会の審議日程の確保にも配慮したものとなるよう、お示しの(案)を作成した次第でございます。10月1日発効が可能な審議日程を組むことが難しいことから、発効日を指定しない場合、最短で10月4日を発効日とする審議日程(案)となっております。

具体的な日時の説明は省略させていただきますが、こちらの資料にございますとおり、本日7月23日から8月10日までの間に、予備日を含めて計5回の開催予定となっております。

委員の皆様におかれましては、タイトなスケジュールでのご審議となりますが、この(案)でご審議を進めていただきたく、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本審のスケジュールでございます。

専門部会の進行状況によりますが、8月10日(月)午後1時30分に第3回(第521回)本審を開催し、ここで、奈良県最低賃金の改正額の答申をいただければ、同日公示を行い8月25日(火)までが異議申出期間となります。

この間に異議申出がなされましたら、8月26日（水）午前10時に第4回（第522回）本審である異議審を開催してご審議いただき、そこで答申をいただければ、官報公示の手続きを経まして、発効日を指定しない場合には、最短で10月4日（日）の発効予定となります。

以上でございます。

【下山部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

（意見がないことを確認）

ご意見、ご質問がないようですので、事務局（案）の日程で、今後の審議を進めて行きたいと思います。

タイトな日程での審議となりますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題（4）「関連資料について」に入ります。

まず、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

お配りしました資料の5頁、資料No.4から順にご覧いただきたいと思います。

資料No.4は、各種関連指標を一覧表にしたものでございます。

一番左側の表は、令和8年度版最低賃金決定要覧をもとに、事務局で取りまとめました「令和7年度 地域別最低賃金額」の一覧でございます。

その右の表は、各都道府県人事委員会がとりまとめた「2025年 1人世帯及び4人世帯の1ヶ月当たりの標準生計費」の一覧でございます。

続く、その右の表は、総務省統計局がとりまとめた「2025年 勤労者世帯消費支出」の一覧でございます。

その右の表は、同じく総務省統計局がとりまとめた「2025年 勤労者世帯実収入」の一覧でございます。

その右の表は、内閣府経済社会総合研究所の「2022（令和4）年度 県民経済計算年報」をもとに、事務局がとりまとめた「1人当たりの年間県民所得」の一覧でございます。

その右の表は、総務省・経済産業省の「2024（令和6）年経済構造実態調査 製造業事業所調査結果」をもとに、奈良県総務部知事公室政策推進課がとりまとめた「1事業所当たりの年間製造品出荷額等」の一覧でございます。

一番右端の表は、総務省の2020（令和2）年国勢調査報告をもとに、同じく奈良県総務部知事公室政策推進課がとりまとめた「県外就業率」の一覧でございます。

6頁の資料No.5は、近隣府県を縦軸に置き、「①地域別最低賃金」、「②標準生計費」、「③勤労者世帯消費支出」、「④勤労者世帯家計実収入」、「⑤1人当たり県民所得」、「⑥1事業所当たり製造品出荷額」、「⑦企業規模が5～9人の短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額」、「⑧

企業規模計の短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額」、「⑨県外就業率」、「⑩第1次産業、⑪第2次産業、⑫第3次産業の就業者割合」を比較した一覧でございます。奈良県の置かれている状況が一目で分かる資料です。

なお、それぞれの統計の資料出所は、各項目の下欄のとおりでございます。

7頁の資料No.6は、総務省統計局が公表しております「2020年基準消費者物価指数」をもとに、事務局がとりまとめた「奈良市と全国の総合指数(令和8年5月)」でございます。これは、国民の生活水準を示す指標のひとつとなっているもので、経済政策を的確に推進する上で重要な指標となっているものでございます。

8頁の資料No.7は、日本銀行調査統計局がとりまとめた「企業物価指数(2026年6月速報)」でございます。これは、企業間で取引される商品の価格の変動を示す指数で、商品の需給動向を把握し、景気動向・金融政策の判断材料となるものでございます。

次の「第1回目安小委員会」の赤色のラベルの付いた資料(資料No.8)は、本年6月26日に開催された中央最低賃金審議会「第1回目安に関する小委員会」で配布された主要統計資料等でございます。資料No.2「主要統計資料」では、全国の統計資料、32頁からは都道府県単位の統計資料が整理されております。そして48頁からは、業務統計資料として、昨年度の最低賃金審議・決定状況や過去10年間の推移が取りまとめられております。

次の「第2回目安小委員会」の赤色のラベルの付いた資料(資料No.9)は、7月10日に開催された中央最低賃金審議会「第2回目安に関する小委員会」で配布された資料の一部でございまして、No.2に令和8年賃金改定状況調査結果、No.4に令和7年の賃金に関する基礎調査及び賃金構造基本統計調査の特別集計による地域別最低賃金額の未満率、影響率や、No.6に最新の経済指標の動向などが記載されています。

ここで、「第2回目安小委員会」の資料のラベルの「No.3」をご覧ください。この資料は「生活保護と最低賃金」でございます。

最低賃金法第9条第3項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定されております。そのため、最低賃金と生活保護費の比較の説明資料となっております。

表紙に続く2ページに「生活保護と最低賃金」と題しましたグラフがございます。これは、都道府県別に、令和6年度と令和7年度について、改定後の最低賃金と生活保護費を比較したものでございますが、奈良県を含め、全都道府県で最低賃金が生活保護費を上回っておりますことを示しております。

次の「第3回目安小委員会」の赤いラベルの付いた資料(資料No.10)は、7月17日に開催された中央最低賃金審議会「第3回目安に関する小委員会」で配布された資料でございまして、委員からの追加要望資料及び更新があった統計資料等となっています。

以上でございます。

【下山部会長】

はい。ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(意見・質問がないことを確認)

また、お持ち帰りいただき、内容をご確認いただければと思います。

また、次回以降でも結構ですので、ご不明な点や確認したい事項がございましたら、その都度ご質問いただければと思います。事務局において回答可能なものにつきましては、ご説明いただければと思います。

例えば、県別の資料や、追加で確認したいデータ等がございましたら、お申し出いただければと思います。会議の場でご発言いただいても結構ですし、個別に事務局へご相談いただいても構いません。

事務局はそれでいいですね。

【中村室長】

はい。

【下山部会長】

はい。よろしいですかね。

それでは、次の議題へ移らせていただきたいと思います。

続きまして、議題（５）「令和８年度 最低賃金に関する基礎調査結果について」に入ります。

まず、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、「令和８年度 最低賃金に関する基礎調査結果について」 ご説明いたします。

厚生労働省では、毎年６月に「最低賃金に関する基礎調査」を実施しており、その結果を取りまとめたものが「基礎調査結果」の資料（資料No.11）でございます。これにつきまして、ご説明いたします。

基礎調査結果報告の表紙をめくりまして、１頁の「調査の概要」をご覧ください。

１ 調査地域は、「奈良県全域」でございます。

２ 調査事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち「製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）」でございます。

なお、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業については常用労働者 100 人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者 30 人未満を雇用している事業所を対象としており、一定の方法により抽出しております。

３ 調査事業所に雇用される労働者は、6,642 人です。

４ 調査対象の給料は、本年６月分です。

５ 集計事項は、奈良県全地域を対象に、規模別、男女別、年齢別、業種別、賃金階級別に集計しております。

6 復元についてですが、集計結果の数字は、産業区分ごとに母集団の労働者数に復元した数値になっております。

なお、奈良県では、昨年度までは事業場数に基づいた復元を行っていましたが、今年度から全国で一般的に採用されている労働者数を基にした復元方法に変更しております。

続きまして、各表について、ご説明いたします。

3 頁の「地域別最低賃金対象業種における特性値と平均値」の表は、基礎調査の結果に基づき、「賃金分布の特性値と平均値」を整理したものでございます。令和6年から令和8年までの3年分を掲載しています。

6 つある表のうち、上の3つの表は、一般労働者とパート労働者を集計したものでございます。その下の3つの表はパート労働者のみを集計したものでございます。「賃金分布の特性値」に関する解説資料を、参考として4頁にお付けしておりますので、参考にしてください。

次に、5・6頁の「奈良県最低賃金（地域最賃）適用業種の実態調査結果一覧表」ですが、これは、賃金額の区分ごとに、どのくらいの労働者、これにはパートタイム労働者を含みますが、分布しているのかを示したものでございます。

賃金額の区分は、まず「1,040 円以下」とし、次に、「1,041 円から 1,151 円まで」をより正確なデータを把握するため1円刻みとし、「1,152 円から 1,159 円まで」は調整のため8円刻みとし、「1,160 円から 1,299 円まで」を10円刻みにしています。

そして、「1,300 円から 1,999 円まで」を100円刻みとし、最後は、「2,000 円以上」を1つにまとめています。

これらの賃金区分ごとに、右側の各欄をご覧くださいますと、当該賃金区分の金額にて賃金が支払われている労働者数が分かります。

次の7・8頁の一覧表は、ただいま説明した内容と同じものでございますが、パートタイム労働者のみを集計したものでございます。

次の9頁から14頁のグラフは、5頁から8頁の表をグラフ化したものでございます。

次の15頁の「最低賃金基礎調査結果からみた地域別最低賃金対象業種の未満率・影響率の推移」は、過去14年間ににおける全国と奈良県の未満率と影響率の推移でございます。

次の16頁から21頁までの「最低賃金の影響を受ける労働者の実態」は階層別に時間額1,081円から1,140円まで1円刻みで、影響を受ける労働者数とその影響率を表したものでございます。

次の22頁に「最低賃金の未満率及び影響率の算出方法について」としまして、未満率と影響率の説明をお付けいたしました。

次の23・24頁の「奈良県最低賃金（地域最賃）適用業種影響率一覧表」は、業種別に分けて、賃金階級ごと、労働者数（各賃金階級以下の累積値）及び影響率を示したものでございます。

次の25・26頁の一覧表は、23・24頁と同じ内容のものをパートタイム労働者のみで集計したものでございます。

以上でございます。

【下山部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(意見・質問がないことを確認)

よろしいですかね。また金額審議のところでの議論になるかと思いますので、先に進めさせていただこうと思います。

はい。では、次の議題に移らせていただきます。

最後に議題(6)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

【中村室長】

事務局からは特にございません。

【下山部会長】

はい。各委員の皆様からも何かございますか。

(意見等がないことを確認)

それではこれをもちまして、本日の専門部会を終了いたします。

次回の第2回奈良県最低賃金専門部会は、8月3日(月)第2回本審終了後 午後3時から開催します。開催場所は、ここ別館会議室です。

なお、「公開」「非公開」については、「全体審議」の間は「公開」、「個別審議」については「非公開」といたします。

また、次回専門部会の「個別審議」に入る前の「全体審議」において、6月23日に、中央最低賃金審議会から通知されました「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」で示された「発効日についての対応方針」に基づき、「昨年度指定日発効としたことの影響等」について、労使双方からご意見をお伺いしたいと考えています。ご意見は、現在把握されている限りで結構ですので、ご準備いただきますようお願いいたします。また、資料等もございましたら、あわせてご準備いただきますようお願いいたします。

それでは、本日は、みなさんお疲れ様でした。